

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成26年12月4日(2014.12.4)

【公開番号】特開2014-161019(P2014-161019A)

【公開日】平成26年9月4日(2014.9.4)

【年通号数】公開・登録公報2014-047

【出願番号】特願2014-44039(P2014-44039)

【国際特許分類】

H 04 W 12/06 (2009.01)

H 04 W 8/26 (2009.01)

H 04 M 11/00 (2006.01)

H 04 L 12/70 (2013.01)

【F I】

H 04 W 12/06

H 04 W 8/26 1 1 0

H 04 M 11/00 3 0 2

H 04 L 12/70 B

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月22日(2014.10.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータ読み取り可能記憶媒体であって、プロセッサによって実行されるときに、訪問先ネットワークオペレータ(VNO)へ、一時的プライベート識別子を含むネットワークアタッチ要求メッセージを送信し、

有効期間の間に有効な仮接続識別(PCID)である前記一時的プライベート識別子を使って、前記VNOと認証を行い、

機械対機械機器(M2ME)が前記VNOで認証されるときに、インターネットプロトコル(IP)アドレスを受信し、

前記受信されたIPアドレスを使用して、前記VNOを経由して登録オペレータ(RO)へのIPリンクを確立し、

前記ROから管理可能識別(MID)を受信し、

前記M2MEに関する前記MIDをプロビジョニングし、および、前記ROへ成功メッセージを報告し、並びに、

前記有効期間が満了するときに、もう1つのM2MEが前記PCIDを使用することができるよう前記PCIDを削除する

ことを含む動作を前記プロセッサに生じさせる実行可能な命令を含んでいるコンピュータ読み取り可能記憶媒体。

【請求項2】

前記動作は、

前記M2MEの完全性を検証し、および

前記M2MEの前記完全性の前記検証に基づいて、前記VNOを経由して、検証成功メッセージまたは検証失敗メッセージをプラットフォーム検証局(PVA)へ送る

ことをさらに含むことを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ読み取り可能記憶媒体。

【請求項 3】

前記 M 2 M E の前記完全性の前記検証は、少なくとも部分的に、前記 M 2 M E 内の高信頼環境 (T R E) によって実行される検証手順に基づいて、決定されることを特徴とする請求項 2 に記載のコンピュータ読み取り可能記憶媒体。

【請求項 4】

前記検証手順は、前記 M 2 M E 内において自律的に実行されることを特徴とする請求項 3 に記載のコンピュータ読み取り可能記憶媒体。

【請求項 5】

前記検証手順は、前記 M 2 M E によって半自律的に実行されることを特徴とする請求項 3 に記載のコンピュータ読み取り可能記憶媒体。

【請求項 6】

前記 M I D は、ユニバーサルモバイルテレコミュニケーションズシステム (U M T S) 加入者識別モジュール (U S I M) 機能、認証情報 (credentials)、または、前記 M 2 M E に選択ホームオペレータ (S H O) と認証することを可能とする設定情報の少なくとも 1 つを含むことを特徴とする請求項 1 に記載のコンピュータ読み取り可能記憶媒体。

【請求項 7】

前記 R O は、初期接続機能 (I C F)、発見および登録機能 (D P F)、並びに、ダウンロードおよびプロビジョニング機能 (D P F) を含むことを特徴とする請求項 1 に記載のコンピュータ読み取り可能記憶媒体。

【請求項 8】

前記初期接続機能 (I C F)、前記発見および登録機能 (D P F)、並びに、前記ダウンロードおよびプロビジョニング機能 (D P F) は、ネットワークにおいて別個のエンティティであることを特徴とする請求項 7 に記載のコンピュータ読み取り可能記憶媒体。